地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年10月23日

 岐阜県監査委員
 若
 井
 敦
 子

 岐阜県監査委員
 恩
 田
 佳
 幸

 岐阜県監査委員
 安
 田
 典
 子

 岐阜県監査委員
 飯
 沼
 敦
 朗

I 令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和6年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの ※	
	A	В	С	A-B-C
指摘事項	9	0	5	4
指導事項	24	1	8	15
検討事項	0	0	0	0
計	33	1	13	19

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年10月2日及び同月3日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項:是正又は改善を求める事項

検討事項:事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対

し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和6年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
動物愛護センタ	公務中に刈払機を操作した際、石	当該事案は、駐車場から約3m離れた
<u>-</u>	が飛散したことにより車両を損傷さ	場所で職員が刈払機で作業した際、飛散
	せた1件の毀損事故について、損害	防止用ネットを使用しなかったため起き
	賠償金として135,376円の費用負担	たものである。
	が発生していたので、職員の毀損事	事故を受け、刈払機を直接使用する者
	故防止について一層の徹底を図られ	を刈払機取扱作業者安全衛生教育の受講
	たい。	者に限定し、作業実施前には、作業区域
		内周辺の状況確認を行い、予め飛散が予
		測される石等を除去し、作業区域から15
		m以内に人や車両などが存在しないこと
		を確認するよう徹底した。
		また、今後は、飛散防止用ネットを使
		用するとともに、草刈作業中であること
		を外部に認知させるための注意喚起用看

板を設置することとした。

さらに、職員に対してこれら事故防止 対策をメール等により周知徹底を図り、 再発防止に努める。

観光国際部

機関名	監査結果	講じた措置
観光誘客推進課	「一般社団法人岐阜県観光連盟」	補助対象事業としていた人件費につい
	県内観光復活総合対策事業費補助金	て、報酬が支払い済みであったことか
	の交付事務において、補助対象事業	ら、補助対象事業が完了したものと誤認
	が完了していないにもかかわらず、	して、補助対象事業完了前に、実績報告
	事業完了前の日付の実績報告書を受	書を受理の上、額の確定を行った。
	理し、同日に額の確定を行っていた	履行確認が実施されていなかった期間
	ので、今後は適正に処理されたい。	の履行を直ちに確認するとともに、平成
		17年2月28日付け出第506号「岐阜県補
		助金等交付規則の施行に伴う会計事務の
		取扱いについて」の取扱いの理解の徹底
		を図った。
		今後は、担当者、会計員及び出納員の
		複数人によるチェック体制を強化し、再
		発防止に努める。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
特別支援教育課	特別支援学校スクールバス(ワゴ	当該契約にかかる設計金額の算定にお
	ン) 3台の購入に係る契約事務にお	いて、担当職員が消費税に起因する誤り
	いて、予定価格の算定に当たり、当	に気付かないまま積算書類を作成し、そ
	該購入経費のうち非課税車両1台分	の決裁過程においても上席職員等のチェ
	の本体価格の設計金額を4,148,353	ックが不十分であったため、誤りに気付
	円とすべきところ、誤って税込の	くことができなかったことが原因であ
	4,563,189円としていたため、予定	る。
	価格が過大なものとなったまま、当	また、契約業者は予定価格を知り得
	該予定価格で一般競争入札を行っ	ず、契約業者から提出を受けた見積書に
	た。	も瑕疵はないこと、契約は適正に履行さ
	入札の結果、不落となったため、	れていることから契約金額の返還を求め
	緊急の必要により随意契約を締結し	ることはできないものと判断した。
	ていたが、契約金額及び支出額が適	今後は、税抜き・税込み金額を明確に
	正に算定した場合の予定価格に比べ	区別した積算書類を用いることとし、こ
	過大なものとなっていたので、速や	れまで主に3名で確認していたのを、担
	かに措置するとともに、今後は適正	当者、担当係長、管理調整支出担当者、
	に処理されたい。	管理調整係長の4名体制で確認するよう
		チェック体制を強化し再発防止に努める。

羽島高等学校 物品の処分事務において、不用決 物品の状態やコンピュータのOS等の 定に必要な手続を行わないまま物品 サポート切れが明確であることから、他 を廃棄したものが15件あり、このう 所属での利用が不可能であると判断し、 ち2件は物品処分等調書が作成され 他所属への有効活用の照会等を行わず処 ていないなど不適正な事務処理が散 分を行うことにした物品、及び校舎改築 見されたので、今後は適正に処理さ に伴い処分することにした物品につい れたい。 て、不用決定に必要な手続を失念したま ま廃棄していたものである。 なお、物品処分等調書が作成されてい ないものについては、令和6年6月28日 に物品処分等調書を作成した。 今後は、物品の状態の如何に関わら ず、必要に応じ他所属での有効活用の照 会を実施するとともに、会計員、出納員 等複数人によるチェックを徹底し、不用 決定手続を遺漏なく行い適正な物品管理 に努める。 長良特別支援学 令和5年度岐阜県立長良特別支援 指摘のあった契約について、業務完了 校 学校昇降機保守点検業務契約におい 時には業務完了届、作業報告書、リモー て、仕様書に基づき毎月のリモート ト点検報告書をもって検査することとな 点検報告書の提出を受け、半期毎の っていたが、同報告書が提出されていな 業務完了時に業務完了届を受理し、 い状況で検査を行っていた。 今後は、本事案を関係職員に共有し、 検査を行って委託料を支払うべきと ころ、令和5年9月分及び令和6年 再発防止のため複数の職員でチェックす 3月分の同報告書が遅延しており、 ることにより適正な処理に努める。 提出がされていない状況において、 支出の原因を確認することなく検査

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

を行い、委託料の全額を支払ってい たので、今後は適正に処理された

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
職員厚生課	令和5年度岐阜県職員ストレスチ	ストレスチェック委託業務について、
	ェック業務委託に係る検査事務にお	各職員のストレスチェックの判定・通知
	いて、業務が終了していないにもか	が完了していたことから、すべての委託
	かわらず、履行期間終了前の日付の	業務が完了したものと誤認し、履行期間
	業務完了届を受理し、同日に完了検	が残っているにもかかわらず、業務完了
	査を行っていたので、今後は適正に	届を受理し、完了検査を行った。
	処理されたい。	本事項について、完了検査事務を行う

際は、履行期間と業務が終了しているか を十分に確認し、適切な日付の業務完了 届を受理し、完了検査を行う旨を、各職 員へ周知徹底した。

今後は、複数の職員で日付等を確認することにより、再発防止に努める。また、委託業務の性質に応じて、履行期限を適切に設定し、再発防止に努める。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
身体障害者更生	物品の管理事務において、購入し	購入した公用車の取得価格を2,665,700円と
相談所	た公用車の取得価格を2,665,700円	して令和6年6月11日、物品登録の修正
	として物品登録すべきところ、諸費	を行った。
	用45,800円を含めた2,711,500円で	今回の事案は、自動車を物品登録する
	物品登録していたので、速やかに措	際は登録諸費用等を差し引いた金額とす
	置するとともに、今後は適正に処理	ることとしている「総合財務会計システ
	されたい。	ムFAQ」の箇所を、頻度の少ない事務
		であることから、担当者及び上席ともに
		認識していなかったことにより発生した。
		今後は、頻度の低い会計事務を行う際
		には、岐阜県会計規則や「総合財務会計
		システムFAQ」などを、より慎重に確
		認しながら会計事務を行うよう、会計事
		務担当者、上席の係長及び出納員に周知
		徹底を図った。
わかあゆ学園	物品の管理事務において、令和5	出納員及び担当者が、物品の現物実査
	年度の現物実査の対象物品に係る供	実施要領で定められている事務手続きを
	用主任者と同一の者が実査担当者に	十分に理解していなかったことが原因で
	指定されていたものがあったので、	あったため、同要領で示す現物実査の手
	今後は適正に処理されたい。	順について再確認を行った。
		令和6年度は、同要領に定められたと
		おりに実査担当者を指定し、適正に現物
		実査を実施した。
		今後も同要領に基づき適正に現物実査
		が実施されているかを出納員及び担当者
		双方で確認するなど、チェック体制を強
		化し、再発防止に努める。

観光国際部

機関名	監査結果	講じた措置
観光誘客推進課	「ほっと一息、ぎふの旅」キャン	書類の保管及び個人情報の取扱いにつ

ペーン(全国旅行支援)第2弾事務 局運営業務委託に係る契約事務において、業務を終了した年度の翌年度 から5年間、業務を委託していた事 業者に関係書類を保管させる必要があるにもかかわらず、契約書に契約 期間終了後の書類の保管及び個人情報の取扱いに関する規定を定めていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 いて、県と委託事業者の間で、口頭で合意していたことから、当該規定を定める必要がないものと誤認し、必要な手続きが行われなかった。

本件について、委託事業者と令和6年 8月9日付けで、双方合意事項を書面に て確認した。

今後は、岐阜県個人情報取扱事務委託 基準を周知徹底するとともに、職員間で の情報共有を図り、再発防止に努める。

2 発注者及び受注者ともに、工事に係

る特記仕様書内の廃棄物処理に関する

監査結果	講じた措置
岐阜総合学園高等学校ホッケー場	該当の変更契約については、令和6年
防球ネット改修工事に係る契約事務	7月6日に岐阜県ホームページ(入札情
において、公共工事の入札及び契約	報サービス〈外部リンク〉) において変
の適正化の促進に関する法律(平成	更契約情報を掲載した。
12年法律第127号)等に規定する変	該当事案の当初契約については契約情
更契約に係る契約情報の公表が行わ	報の公開を行っていたが、変更契約につ
れていなかったので、速やかに措置	いては、契約情報を更新することを失念
するとともに、今後は適正に処理さ	していたものである。今回、改めて関係
れたい。	通知を事務職員に周知徹底し、事業終了
	後には契約情報の公表について、担当者
	及び管理職で確認を行うこととした。
岐阜県立羽島高等学校北舎1・2	1 担当者の法に対する認識不足によ
階照明器具LED化工事に係る契約	り、契約情報の公表が行われていなか
事務及び検査事務について、次の不	ったものである。
適正な事項が認められたので、今後	該当する契約については、令和6年6
は適正に処理されたい。	月3日に岐阜県ホームページ(入札情
1 公共工事の入札及び契約の適正	報サービス<外部リンク>)において
化の促進に関する法律(平成12年	契約情報を掲載した。
法律第127号)等に規定する契約	今後は工事担当者、その他職員、出
情報の公表が行われていなかっ	納員を含めた複数職員により入札時、
た。	工事完了時等に必要な作業の漏れがな
2 産業廃棄物管理票の最終処分終	いかを確認するとともに、ホームペー
了日より前の日付の完成届を受理	ジでの公表状況を複数人でチェック
し、同日に検査を行っており、特	し、契約事務に遺漏がないよう努め
記仕様書に記載されている産業廃	る。
	岐阜総合学院系教的では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学を表して、一般では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学

棄物の最終処分までの適正な処理

に係る確認業務の検査が行われて

いなかった。

事項を十分理解せず手続を進めたこと により発生したものである。

今後は工事担当者、その他職員、出納員を含めた複数職員により仕様書の内容確認、履行状況や必要書類が網羅されているか等を厳重にチェックし、適正な執行に努める。

羽島高等学校

自動販売機設置に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書等に記載していなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

担当者の認識不足により仕様書に記載 漏れが発生したものである。

なお、当該自動販売機の契約業者とは、令和6年7月1日付けで当該仕様書の変更に係る覚書を取り交わした。

令和6年度末に更新に係る当該事務を 実施する必要があるが、仕様書の内容を 精査し遺漏の無いよう契約を行う。

今後は、事前決裁の段階で必要事項が 網羅されているか、担当者、その他会計 員、出納員等の複数職員によるチェック を徹底し、適正な契約事務の執行に努め る。

東濃実業高等学校

防犯カメラが記録する画像記録媒体の管理事務において、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領及び「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、情報セキュリティ取扱管理者は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体利用記録簿」(以下「利用記録簿」という。)により、SDカードの利用状況を適切に管理すべきところ、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。

- SDカード等の利用にあたり、 利用者に利用記録簿への1か月ご との記載を徹底させておらず、S Dカードの利用状況について把握 していなかった。
- 2 1か月ごとの現物の確認がされていなかった。

外部記録媒体の管理及び利用に関する 要領(令和5年4月1日施行版)別表2 によれば、ドライブレコーダー及びそれ に類する機器に利用する外部記録媒体 (マイクロSDカード等)の利用期間の 上限は6か月となっているため、6か月 ごとに確認及び記載をすればよいと誤認 していた。学校の防犯カメラについて所 管課の見解を確認することなく運用して いた。

監査結果に基づき、当校で令和6年8 月27日の校内巡回時での防犯カメラ作動 確認後、利用記録簿に実績を記載した。 また、翌日から1か月の利用期間を定め て利用記録簿を作成した。

今後は毎月の防犯カメラ作動確認後、 利用記録簿への1か月ごとの記載を徹底 させることとする。